セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令を次のように定める。

平成11年3月31日

防衛庁長官 野呂田 芳 成

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令

改正 平成13年 1月 6日庁訓第 2号 平成18年 3月27日庁訓第 12号 平成18年 7月28日庁訓第 83号 平成19年 1月 5日庁訓第 1号 平成19年 3月30日省訓第 34号 平成19年 8月30日省訓第 145号 平成27年10月 1日省訓第 39号 令和元年 5月22日省訓第 3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省の職員(以下「職員」という。)の利益の保護及び職員 の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための 措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応 するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
  - (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメント のため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること
  - (3)官房長等 官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、 海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装 備庁長官

(官房長等の青務)

第3条 官房長等は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保する

ため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、次条の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントを しないように注意しなければならない。
- 2 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な勤務環境を 確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防 止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じ た場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 官房長等は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、特別職に属する職員に対し防衛大臣が別に定める指針を、一般職に属する職員に対し人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)第6条に定める指針を、それぞれ、周知徹底しなければならない。

(教育等)

- 第6条 官房長等は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、 必要な教育、研修等を実施しなければならない。
- 2 官房長等は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員その他職責等を考慮して防衛大臣が別に定める職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、教育を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

- 第7条 官房長等は、防衛大臣が別に定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、官房長等は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。
- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者

に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、特別職に属する職員に対しては防衛大臣が苦情相談への対応について定める指針に、一般職に属する職員に対しては、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)第8条第2項に定める指針)に、それぞれ十分留意しなければならない。

- 3 特別職に属する職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、防衛大臣の指名する者に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、防衛大臣の指名する者は、苦情相談を行った特別職に属する職員及び当該苦情相談の内容に関係する者から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、これらの者に対して指導、助言、必要なあっせん等を行うものとする。
- 4 防衛大臣の指名する者は、職員以外の者であって特別職に属する職員からセクシュアル・ハラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとし、 当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行うものとする。
- 5 前2項の規定は、一般職に属する職員について準用する。この場合において、第3項中「特別職に属する職員」とあるのは「一般職に属する職員」と、「防衛大臣の指名する者に対しても」とあるのは「防衛大臣の指名する者及び人事院に対しても」と、前項中「特別職に属する職員」とあるのは「一般職に属する職員」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施について必要な事項は、官房長等が定める。

附則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月6日庁訓第2号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年3月27日庁訓第12号)(抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)(抄)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成19年3月30日省訓第34号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月30日省訓第145号)(抄)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成 2 7年 1 0月 1 日省訓第 3 9号) (抄) (施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。 附 則(令和元年5月22日省訓第3号)(抄) この訓令は、令和元年5月22日から施行する。